

## 諸外国における車体課税の実態調査

問1 自動車の取得、保有、使用/走行の各段階で課される税について、課税主体、課税客  
体、課税指標、税率、税収を別紙様式によりご回答ください。また、電気自動車に対する  
優遇措置等については、その他特筆すべき内容として備考欄にご記載ください。

※ ガソリン車、電気自動車等の車両区分により、課税指標や税率等が変わる場合は、そ  
れぞれご回答ください。

※ 「出力」が課税指標になっている場合、お分かりになる範囲で「定格出力」「最高出  
力」のいずれかを明示してください。

問2 問1の課税指標に「排気量」がある場合、排気が無い電気自動車に対して、税率な  
どをどのように設定しているかご回答ください。

免税措置が適用される。

問3 課税指標に「CO2 排出量」を採用している場合、具体的に、どういった考え方（指  
標として「CO2 排出量」に着目して課税する理由）に基づき、どういった測定方法  
（例：LCA など）により、どういった数値を捕捉することとしているかご回答くださ  
い。その際、走行段階でCO2を排出しない電気自動車については、どのように課税され  
ているかご回答ください。

CO2 排出量は、WLTP (Worldwide harmonized Light-duty vehicles Test Procedure)  
に従い、欧州の規制に従って測定される。

問4 問1の課税指標に「(最高)出力」がある場合、複数のモーターが搭載されている電気自動車の(最高)出力はどのように取り扱われるかご回答ください。

※例：(最高)出力が最も高いモーターの値を基に課税 等

該当無し。

問5 問1の課税指標に「(最高)出力」がある場合、ソフトウェアの更新等により(最高)出力が変更された場合、課税上どのように取り扱われるかご回答ください。

※例：変更後の(最高)出力に基づき課税、変更前の(最高)出力に基づき課税 等

該当無し。

問6 (問2や問3に関連して)一般的に、電気自動車は内燃機関車に比べて「重量」が大きくなることから、道路損傷負担等を考慮すれば、相応の税負担を求めべきとも考えられますが、各国(州や市町村を含む。)において、これまで、電気自動車への課税のあり方についてどのような考え方が表明されているかご回答ください。

これまで、EVや低排出ガス車の財政支援は、特に道路交通部門において、欧州の気候目標を達成するための優先事項であった。EV導入を支援するために、補助金、減税、規制措置など多くの措置が実施されてきた。

問7 (問6に関連して) 電気自動車への課税について、課税を強化する観点で近年の動き※がある場合は、その内容や国内での議論、検討の状況、課題(業界団体からの反発等)などをご回答ください。

※税率の引上げ、優遇措置対象の縮小、新たな課税指標((最高)出力など)の採用など

技術的なレベルでは、持続可能で気候変動に配慮した予算を、歳入と歳出の両面からどのように設計するかについて検討されている。特に自動車への課税の問題は重要で、EVへの課税の可能性も検討されているが、まだ政治的な議論には至っていない。重量やエネルギー消費量などに応じてEVに課税するアイデアは学術的に議論されているが、評価には至っていない。

問8 今回の調査への回答にあたり、参考とした法令・制度や文献、記事などがあれば、該当箇所を含めご回答ください。

- [Normverbrauchsabgabegesetz 1991](#)
- [Versicherungssteuergesetz 1953](#)
- [Kraftfahrzeugsteuergesetz 1992](#)
- [Umsatzsteuergesetz \(§ 12 \(2\) Z 2a\)](#)
- [Mineralölsteuergesetz 2022](#)
- [Mineral oil tax \(usp.gv.at\)](#)
- [Nationales Emissionszertifikatehandelsgesetz 2022](#)
- [Nationales Emissionszertifikatehandelsgesetz 2022 \(NEHG 2022\) \(bmf.gv.at\)](#)

(別紙)

課税段階※	取得／登録
税の名称	Value added tax
課税主体	連邦税、連邦政府 (2/3) と地方 (1/3) の財政均衡化スキーム
課税客体	州内または地域内における自動車の取得または第三国への輸入
課税指標	車両の価格
税率	20%
税金 (直近3年分)	年間約 360 億€ (全商品・サービス合計)
備考	EVを除き、「input tax」控除の可能性はない。

課税段階※	取得／登録
税の名称	Standard consumption tax (vehicle registration tax)
課税主体	連邦税、連邦政府 (2/3) と地方 (1/3) の財政均衡化スキーム
課税客体	二輪車、乗用車、ステーションワゴン、および 2021 年以降、許容総重量が 3,500kg 以下の商用車のオーストリア国内での取得または登録。
課税指標	<ul style="list-style-type: none"><li>• 車両価格と一定の車両消費額 (欧州全域の初度登録に基づく) に基づく。</li><li>• オートバイ: CO2 排出量またはシリンダー容量</li><li>• 個人の車: CO2 排出量または排気量</li><li>• 小型商用車: CO2 排出量</li></ul>
税率	<ul style="list-style-type: none"><li>- 当初は燃費または排気量 (シリンダー容量) に応じて関税が決められていた。</li><li>- 2014 年から CO2 排出量による (二輪車は 2020 年から)。</li><li>- オートバイ: <math>(CO2 \text{ 排出量 (g/km)} - 55 \text{ g/km}) / 4 = \%</math><ul style="list-style-type: none"><li>○ 最高税率: 30 %</li><li>○ 追加: CO2-Malus: <math>CO2 \text{ 排出量} &gt; 150 \text{ g/km} \times 20 \text{ € per g/km}</math></li><li>○ 年次変更: 2024 年から - 2 年ごと - CO2 排出量控除: 2 g (徐々に下がる) (2022: 55g; 2024: 53g; 2026: 51g)</li></ul></li><li>- 個人の車 (2023): <math>(CO2 \text{ 排出量 (g/km)} - 102 \text{ g/km}) / 5 = \%</math><ul style="list-style-type: none"><li>○ 最高税率 (2023): 70 %</li><li>○ 追加:<ul style="list-style-type: none"><li>▪ CO2-Malus: <math>CO2 \text{ 排出量} &gt; 170 \text{ g/km} \times 70 \text{ € per g/km}</math></li></ul></li></ul></li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 控除額: 350 € (税額控除は受けられない)</li> <li>- 小型商用車 (2023): (CO2 排出量 (g/km) - 165 g/km) / 5 = % <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最高税率: 70 %</li> <li>○ 追加: <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ CO2-Malus: CO2 排出量 &gt;223 g/km x 70€ per g/km</li> <li>▪ 控除額 : 350 € (税額控除は受けられない)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>- 2022 年以降、乗用車と商用車の税率を毎年引き上げ、2024 年に終了する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ CO2 排出量控除: - 5 g (徐々に下がる)</li> <li>○ CO2-Malus 限度: - 15 g (徐々に下がる)</li> <li>○ CO2-Malus: + 10 € (徐々に上がる)</li> <li>○ 最高税率: + 10 % (徐々に上がる)</li> </ul> </li> </ul>
<p>税金 (直近 3 年分)</p>	年間約 4 億€
備考	EV およびその他の CO2 ニュートラルな推進形態に対する免税措置あり。

課税段階※	所有
税の名称	Engine-related insurance tax
課税主体	連邦税、連邦政府 (2/3) と地方 (1/3) の財政均衡化スキーム
課税客体	二輪車、乗用車、ステーションワゴン、オーストリア国内で登録された総重量 3,500kg 以下の商用車
課税指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 全世界での新規登録に基づく</li> <li>- オートバイ CO2 排出量および/またはシリンダー容量</li> <li>- パーソナルカー CO2 排出量および/または排気量</li> <li>- その他の自動車: 排気量</li> </ul>
税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 2020 年 10 月以前の新規登録: <ul style="list-style-type: none"> <li>○ オートバイ : 0,025 EUR (cm<sup>3</sup> シリンダー容量) / 月</li> <li>○ 個人の車: 最初の 24 kw は無料; 次の 66 kw: 0,62 € /kw; 次の 20 kw: 0,66 €/kw; それ以上: 0,75 €/kw</li> <li>○ 他の車両も同率 &lt; 3,500kg ただし最高税率は 72€/月</li> </ul> </li> <li>- 2020 年 10 月以降の新規登録: <ul style="list-style-type: none"> <li>○ オートバイ: (cm<sup>3</sup> - 52) × 0,014 + (CO2 - 52) × 0,20</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人の車: <math>(kw - 65) \times 0,72 + (CO2 - 115) \times 0,72</math> (WLTP の場合、年間控除額の削減(112 2022, 109 2023, etc.) CO2 - 90 (NEDC の場合))</li> <li>○ その他の車 &lt; 3,500kg: 以前と同率</li> </ul>
<b>税金</b> (直近3年分)	年間約 25 億€
<b>備考</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- エンジン関連保険税が保険税に上乗せされる</li> <li>- EV やその他の CO2 ニュートラルな推進形態に対する免税措置</li> </ul>

課税段階※	所有
税の名称	Motor vehicle tax
課税主体	連邦税、連邦政府 (2/3) と地方 (1/3) の財政均衡化スキーム
課税客体	オーストリアで登録された最大許容総重量 3,500kg 以上の自動車およびトレーラー (大型貨物車、大型トレーラー、超のトラクター > 3,500kg)
課税指標	車両総重量
税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 3,500kg - 12,000kg : 1,55 €/1,000kg /月 (最低 15 €)</li> <li>- 12,000kg - 18,000kg : 1,70 €/1,000kg /月</li> <li>- 18,000kg 以上: 1,90 €/1,000kg /月 (最大 80 €)</li> </ul>
<b>税金</b> (直近3年分)	年間約 5,000 万€
備考	EV およびその他の CO2 ニュートラルな推進形態に対する免除免税措置

課税段階※	使用
税の名称	Mineral oil tax
課税主体	州税
課税客体	オーストリア国内で生産または輸入された鉱油、自動車用燃料、暖房用燃料
課税指標	生産または輸入鉱物油の量
税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 鉱油 (Petrol) sub-heading 2710 12 31 (ただし、鉛含有量が 1 リットル当たり 0.013g を超えない場合), 2710 12 41, 2710 12</li> </ul>

	<p>45 および 2710 12 49 「the Combined Nomenclature」に基づく：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 少なくとも 46 リットルの生物起源物質を含み、硫黄分が 10mg/kg までのガソリン 1,000 リットルの場合、「Mineral oil tax」は 482€、それ以外の場合は 515€となる。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 燃料 (Fuel) 「the Combined Nomenclature」の sub-headings 2710 12 31, 2710 12 51 および 2710 12 59:       <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 少なくとも 46 リットルの生物起源物質を含み、硫黄分が 10mg/kg までのガソリン 1,000 リットルの場合、「Mineral oil tax」は 554€、それ以外の場合は 587€となる。</li> </ul> </li> <li>● 中油 (Medium oils) 「the Combined Nomenclature」の sub-headings 2710 19 21 and 2710 19 25 :       <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中油 1,000 リットルに対する「Mineral oil tax」は 397 €。</li> </ul> </li> <li>● 軽油 (Gas oils) 「the Combined Nomenclature」の sub-headings 2710 19 43 から 2710 19 48 および 2710 20 11 から 2710 20 19 を除く:       <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 少なくとも 66 リットルの生物起源物質を含み、硫黄含有量が 10mg/kg までの軽油 1,000 リットルの場合、「Mineral oil tax」は 397€、それ以外の場合は 425€となる。</li> </ul> </li> <li>● 特定用途燃料油 (Marked gas oil) :       <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 硫黄分が 10mg/kg 以下の軽油 1,000 リットルに対する「Mineral oil tax」は 98€、それ以外は 128€。</li> </ul> </li> <li>● 液化炭化水素 (Liquefied hydrocarbons) , 天然ガス (natural gas) (「the Combined Nomenclature」の sub-heading 2711 11 00) および バイオガス (biogas) (「the Combined Nomenclature」の sub-heading 2711 19 00)を含む:       <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 液化炭化水素 (liquefied hydrocarbons) 1,000 リットルに対する「Mineral oil tax」は 88€。</li> </ul> </li> <li>● 「the Natural Gas Act (Erdgasabgabegesetz)」に規定される天然ガス (natural gas) を除く燃料 (fuel) として使用されるガス状炭化水素 (Gaseous hydrocarbons) :       <ul style="list-style-type: none"> <li>○ The mineral oil tax due on 1,000 kg のガス状炭化水素 (Gaseous hydrocarbons) に対する「The mineral oil tax」は 261€; それ以外は 43 €。</li> </ul> </li> <li>● 「the Combined Nomenclature」の sub-headings 2710 19 62 から 2710 19 68 および 2710 20 31 から 2710 20 39 に該当する</li> </ul>
--	---

	<p>暖房用燃料 (Heating oils) :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ これらの製品が暖房用に使用される場合, 1,000 kg の暖房用燃料 (heating oil) に対する「Mineral oil tax」は 60€。それ以外の場合, 少なくとも 66 リットルの生物起源物質と 10mg/kg 以下の硫黄分を含む 1,000 リットルの暖房用燃料 (heating oil) の「Mineral oil tax」は 397€; それ以外の場合は、425€。</li> <li>● 液化ガス (Liquefied gasses) (バイオガス (biogas) 「the Combined Nomenclature」の sub-heading 2711 19 00 を除く): <ul style="list-style-type: none"> <li>○ これらの製品が燃料として使用される場合, 1,000kg の液化ガス (liquefied gas) に対する「Mineral oil tax」は 261 €, それ以外の場合は 43 €。</li> </ul> </li> <li>● 燃料 (Fuels) : <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉱油 (petrol) の代わりに燃料 (fuel) として使用する場合, 燃料 (fuel) 1,000 リットルに対する「Mineral oil tax」は 515€; それ以外は 425€。</li> </ul> </li> <li>● 暖房用燃料 (Heating fuel) : <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 硫黄分が 10mg/kg 以下の暖房用燃料 (Heating fuel) 1,000 リットルに対する「Mineral oil tax」は 98€; それ以外は 128€。</li> </ul> </li> </ul>
<p>税収 (直近3年分)</p>	<p>年間約 40 億€</p>
<p>備考</p>	

<p>課税段階※</p>	<p>使用</p>
<p>税の名称</p>	<p>NEHG</p>
<p>課税主体</p>	<p>州税</p>
<p>課税客体</p>	<p>非 ETS セクター (建築物、運輸、農業、廃棄物管理、小規模工場) において、オーストリア市場で販売される鉱油 (mineral oils)、自動車燃料 (motor fuels)、暖房用燃料 (heating fuels) によるエネルギー起源温室効果ガス排出量。</p>
<p>課税指標</p>	<p>生産または輸入鉱物油 (mineral oils) の量</p>
<p>税率</p>	<p>NEHG は排出権取引制度として設計されており、炭素税ではない。しかし、NEHG の初期段階では、2022 年 7 月から 2025 年 12 月 31 日まで固定価格制が導入される。さらに、初期段階では、利用可能な排出枠の上限数は制限されない。これは、2026 年初めに市場のフェーズとともに</p>

	<p>変化する。しかし、この法律には、市場のフェーズの具体的な設計に関するこれ以上の規定は含まれていない。詳細は、2024 年末の NEHG 評価後に明らかになる予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定価格は、2022 年に 30€、2023 年に 32.5€、2024 年に 45€、2025 年に 55€と、CO2 1,000kg 当たりで徐々に引き上げられる。</li> </ul> <p>取引参加者は、各エネルギー製品の排出係数を市場に出回るエネルギー・キャリアの量に乗じることで、排出枠賦課に関連する温室効果ガスの総排出量を得る。</p>
<p>税金 (直近 3 年分)</p>	<p>NEHG の下でのカーボンプライシングは 2022 年 10 月に開始された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2022 年に約 2 億 5000 万€</li> <li>2023 年に約 10 億€</li> </ul>
<p>備考</p>	<p>NEHG2022 では、取引参加者は市場に出されたエネルギー源の排出権証書 (emission certificates) を購入することが義務付けられている。排出権証書 1 枚は、二酸化炭素換算で 1,000kg に相当する。国の排出権証明書の取得は、エネルギー・キャリアを市場に出すための前提条件である。</p>